

若者の定住促進向け市営住宅（地域対応活用住宅）入居者募集要項

1. 募集市営住宅

団地名	所在地	建設年度	構造別	予定戸数	備考
城辺福嶺市営住宅	宮古島市城辺字新城 606 番地	S56	R C	1	
城辺福里第2市営住宅	宮古島市城辺字福里 575 番地1・583 番地3	S59～S61	R C	6	
城辺新城市営住宅	宮古島市城辺字新城 750 番地6	H4	R C	2	
上野第2市営住宅	宮古島市上野字上野 404 番地	S56～S58	R C	1	

入居できる期間 原則1年間。入居者の実情を考慮して延長できる場合があります。
(当初の使用開始日から起算して3年以内)

2. 申込方法

- (1) 宮古島市営住宅目的外使用許可期間更新・変更申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、住宅情報センター株式会社（市営住宅等指定管理者）にご郵送（又は持参して）ください。
- (2) 入居申込みに必要な書類は、住宅情報センター株式会社へご確認ください。
- (3) 募集住宅は、1世帯につき、1住宅に限ります。
- (4) 申込状況については、住宅情報センター株式会社へお問い合わせください。

3. 入居予定者決定方法

申込資格及び必要書類が整った方から申し込み順に入居予定者を決定致します。
※入居予定者が決定した場合、予告なく募集を終了しますのでご了承ください。

4. 入居資格

- (1) 本市に住民登録及び本籍のある者、または、本市に親族のある者のうち本市へ移住を希望する者であり、かつ、市内において現に住宅に困窮していることが明らかであること。
※申請時点で18歳以上39歳以下（学生でないこと）
- (2) 住宅及び敷地内の維持管理を適切に行える方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
- (4) 若者の定住促進向け市営住宅（地域対応活用住宅）への入居を申し込みされる場合は、宮古島市営住宅の地域対応活用計画に係る目的外使用許可に関する

取扱要綱に基づく条件をみたしていることが必要なほか、公営住宅法及び宮古島市営住宅条例・宮古島市営住宅条例施行規則を遵守していただきます。

5. 使用料（家賃）等

- (1) 使用料（家賃）は、条例に定める家賃相当額になります。（収入に応じて変わります）
- (2) 敷金は、使用料の3月分です。
- (3) 光熱水費・軽微な修繕費等は入居者負担になります。

6. 動物の飼育禁止について

ペット（犬や猫等）は飼育できません。

7. 退去について

退去する際は、畳の表替え、襖等の張り替え、その他指示された修繕を行って頂きます。